

長崎市公告第116号

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年10月20日

長崎市長 鈴木 史朗

1 入札に付する事項

- (1) 件名 土地売買契約
- (2) 売却物件

	所在地	地目（公簿）	地積（実測）	予定価格（最低売却価格）
物件1	大園町2005番地72	宅地	7,875.4㎡	387,000,000円

- (3) 概要 長崎市有地の売払い
- (4) 契約保証金 要（長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第33条第1項の規定により契約金額の100分の10以上）
- (5) 予定価格 上記(2)売却物件の表中に記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市税の滞納がない者であること。
- (2) 長崎市契約規則第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しないもの及び同条第2項各号に該当しないと認められるものであること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (5) 当該入札に係る契約を締結する能力を有する者であること。

3 契約条項等を示す日時及び場所

- (1) 期間 令和7年10月20日（月）から令和7年12月10日（水）まで
（ただし、長崎市の休日を定める条例（平成5年長崎市条例第35号）第1条第1項に規定する本市

の休日（以下「休日」という。）を除く。）

午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所 長崎市建築部住宅政策室（以下「住宅政策室」という。）（長崎市役所18階）

4 開札の日時及び場所

令和8年1月23日（金）午前10時00分から

長崎市役所17階 中会議室

5 入札保証金

要（長崎市契約規則第6条第1項の規定により入札金額の100分の3以上）

6 入札参加申請等

(1) 入札参加を希望する者は、事前に募集案内の各記載事項を納得の上、定められた期間内に入札参加申込書及び関係書類（以下「申込書等」という。）を提出しなければならない。申込受付期間については、次のとおり。

(2) 申込書等に必要事項を記載し、住宅政策室（長崎市役所18階）へ持参又は郵送すること。郵送の場合は、令和7年12月10日（水）までに必着のこと。

(3) 申込書等の受付

ア 受付期間 令和7年10月20日（月）から令和7年12月10日（水）まで（ただし、休日を除く。）

イ 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 受付場所 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所18階） 住宅政策室

電話番号 095（829）1189（直通）

(4) その他

ア 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は、返却しないものとする。

エ 提出書類は、公表しないものとする。

7 入札参加資格の通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和8年1月9日（金）までに通知する。

8 質疑応答

土地の使用等に係る質疑は、本市所定の質問書で次のとおり行うものとする。

(1) 提出期間 令和7年10月20日（月）から令和7年11月7日（金）までに持参、電子メー

ル又はファックスによるものとする。

(2) 提出先 長崎市魚の町4番1号（長崎市役所18階） 住宅政策室

(3) 回答 ファックス等で回答し、ホームページでも公開する。

9 入札書の提出方法等

(1) 提出方法 入札書の提出方法は郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。現地確認し、十分に納得した上で提出すること。

(2) 提出期間 令和8年1月13日（火）から令和8年1月22日（木）まで（必着）

〒850-8799 日本郵便株式会社長崎中央郵便局留 郵便入札用入札書在中（長崎市役所住宅政策室扱い）宛

(3) 郵送方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかによる。

(4) 入札執行回数は、1回とする。

10 開札方法

「4 開札の日時及び場所」にて、開札する。なお、開札は、立会人による立会のもとで行う。

11 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。

12 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

(2) 申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札

(3) 長崎市契約規則第12条に該当する入札

(4) 入札金額を訂正した入札

(5) 予定価格（最低売却価格）未満の価格での入札

(6) 入札金額が確認できない入札

(7) 本市所定の入札書及び印鑑を使用しない入札

(8) 「市有地売却募集案内」中に記載する郵送方法以外による入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

13 入札書の撤回等

入札者は、本市に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

14 入札書提出後の入札辞退

開札の直前までは入札の辞退を認めることとし、入札者は、その旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

15 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きた場合又は不正な行為があると認めた場合は、入札を中止し、又は延期するときがある。

16 落札者の決定方法

落札者は、売却物件の予定価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が定めるくじの方式により落札者を決定する。

17 契約及び代金の納入

原則として、落札の決定の通知の日から7日以内に仮契約を締結することとし、議会の議決を得たときに本契約を締結する。代金は本契約締結の日から起算して1月以内に納入することとする。

18 入札参加上の注意事項

「市有地売払い 募集案内」のとおり

(<http://www.city.nagasaki.lg.jp/page/63795.html>)

19 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎市契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

20 問い合わせ先

建築部 住宅政策室

電話番号：095（829）1189(直通)

FAX番号：095（829）1168

e-mail：jutakuseisaku@city.nagasaki.lg.jp